

第1部

虐待防止法について学ぶ

第2章 障害者虐待防止法とは

「障害者虐待の防止，障害者の養護者に対する支援等に関する法律」とは

- 障害者虐待の定義
- 国および地方公共団体の責務
- 国民の責務
- 障害者虐待の早期発見
- 養護者による障害者虐待の防止，養護者に対する支援
- 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の防止
- 使用者による障害者虐待の防止

などが定められています。

障害者虐待とは

▶ 障害者虐待防止法において「障害者虐待」とは

- ◆ 養護者による障害者虐待
- ◆ 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- ◆ 使用者による障害者虐待

に分けられています。

◆ 障害者福祉施設従事者等とは

- ・・・障害者福祉施設，障害福祉サービス事業など

◆ 使用者とは

- ・・・障害者を雇用する事業主

または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項
について事業主のために行為をする者

(工場長，労務管理者，人事担当者など)

障害者虐待防止法における定義

◆「障害者」とは

身体障害，知的障害，精神障害（発達障害を含む），
その他心身の機能の障害がある人で，
障害および社会的障壁により継続的に日常生活または
社会生活に相当な制限を受ける状態にある人とされて
います。

※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

◆「養護者」とは

障害者の身辺の世話や金銭の管理などを行う，
障害者の家族，親族，同居人。同居していなくても，
現に身辺の世話をしている親族，知人などが
該当する場合もある。

障害者虐待の類型と具体例

- ①身体的虐待…… 平手打ちにする, 殴る, 蹴る, 叩きつける, つねる, 無理矢理食べ物や飲み物を口に入れる, やけどさせる, 身体拘束 (縛り付ける, 必要性の無い投薬で動きを抑制する, 部屋に閉じ込めるなど) など。

- ②性的虐待…… 性的な行為や接触を強要する, 障害者の前でわいせつな会話をする, わいせつな映像を見せる, 裸にする, など。

- ③心理的虐待…… 怒鳴る, ののしる, 悪口を言う, 仲間はずれ, 子ども扱い, 無視, など。
(精神的に苦痛を与える行為)

④**放棄・放任**…… 食事や水分を与えない，入浴や着替えをさせない，掃除をしない，学校に行かせない，病気やけがをしても受診させない，同居人による虐待を放置する，など。

⑤**経済的虐待**…… 年金や賃金を渡さない，本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する，日常生活に必要な金銭を渡さない，など。

【注意】

経済的虐待については，養護者に加え，養護していない障害者の親族による行為も含まれる。

虐待の早期発見や早期対応は問題の深刻化を防ぐことができます！！

<障害者虐待の早期発見>

法第6条

国及び地方公共団体の福祉に関する事務を所掌する部局**その他の関係機関は**、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを鑑み、相互に緊密な連携を図りつつ、**障害者虐待の早期発見に努めなければならない。**

※障害福祉サービス等を受けている場合、異変や兆候を把握する可能性が高いのが、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所職員です。**早期発見の要（かなめ）**となります！！

※通報を受理した側に**通報者を特定する情報を漏らしてはいけない**という「**守秘義務**」が課せられていますので、ためらわず相談・通報してください！！

虐待発見チェックリスト

複数の項目にあてはまる場合は疑いがそれだけ濃いと判断できます。
これらはいくまで例示ですので、このほかにも様々な「サイン」があることを認識しておいてください。

<身体的虐待のサイン>

- ・ 身体に小さな傷が頻繁にみられる。
- ・ 太ももの内側や上腕部の内側、背中等に傷やみみずばれがみられる。
- ・ 急におびえたり、こわがったりする。
- ・ 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- ・ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。

<性的虐待のサイン>

- ・ 不自然な歩き方をする、座位を保つことが困難になる。
- ・ 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- ・ 性器の痛み、かゆみを訴える。
- ・ 急におびえたり、こわがったりする。

<心理的虐待のサイン>

- ・かきむしり, かみつき等, 攻撃的な態度がみられる。
- ・身体を萎縮させる。
- ・おびえる, わめく, 泣く, 叫ぶ等パニック症状を起こす。
- ・自傷行為がみられる。
- ・無力感, あきらめ, 投げやりな様子になる, 顔の表情がなくなる。

<放棄・放任のサイン>

- ・身体から異臭, 汚れがひどい髪, 爪が伸びて汚い, 皮膚の潰瘍。
- ・ずっと同じ服を着ている, 汚れたままのシーツ, ぬれたままの下着。
- ・過度に空腹を訴える, 栄養失調が見て取れる。
- ・病気やけがをしても家族が受診を拒否, 受診を勧めても行った気配がない。

<経済的虐待のサイン>

- ・働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がみられない。
- ・日常生活に必要な金銭が渡されていない。
- ・年金や賃金がどう管理されているか本人が知らない。
- ・サービスの利用状況や生活費の支払いができない。

虐待対応の基本姿勢と留意点

1. 虐待者，被虐待者本人の「自覚」は問いません

虐待が発生している場合，虐待をしている人（虐待者），虐待を受けている人（被虐待者）に自覚があるとは限りません。

また，長期間にわたって虐待を受けた場合などでは，被虐待者が無力感からあきらめてしまっていることもあります。

2. 障害者本人の安全確保を最優先

障害者本人の自己決定が難しいことや養護者との信頼関係を築くことが難しい場合でも，障害者の安全確保を最優先するために緊急保護が必要となる場合もあります。

ただしその場合でも，養護者との信頼関係が構築できるよう，丁寧なフォローが重要です。

3. 障害者本人とともに養護者の支援も行う

障害者も養護者もともに苦しんでいます。この法律は虐待者を罰することが目的ではありません。

養護者支援は障害者本人が安心して生活できるための環境整備としても大切です。

